

# 盛岡市議会スポーツ振興議員連盟 設立総会

日 時：平成 18 年 9 月 26 日（火）

全員協議会終了後

場 所：第 1・第 2 委員会室

## 次 第

- 1 開会
- 2 座長選出
- 3 発起人あいさつ
- 4 議事
  - (1) 規約の制定について
  - (2) 役員を選出について
- 5 その他
- 6 閉会

盛岡市スポーツ振興議員連盟規約（案）

（名称）

第1条 本会は、盛岡市スポーツ振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

（目的）

第2条 連盟は、体育・スポーツに関する諸課題について調査・研究を行い、もって本市体育・スポーツの振興に寄与することを目的とする。

（組織）

第3条 連盟は、前条の目的に賛同する盛岡市議会議員を会員として組織する。

（役員）

第4条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人
- (3) 幹事長 1人
- (4) 監事 1人

2 役員は、総会において選出する。

3 役員の任期は、盛岡市議会議員改選のときまでとする。

（職務）

第5条 会長は、連盟を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 幹事長は、連盟の会務を処理する。

4 監事は、連盟の会計及び業務の執行状況を監査する。

（総会）

第6条 総会は、連盟の唯一の議決機関であり、全ての会員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長には、会長が当たるものとする。

4 総会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）

第7条 連盟の事務を処理するため、事務局を盛岡市議会事務局に置く。

（経費及び会計）

第8条 連盟の運営に要する経費は、必要な都度徴収する。

2 決算は、設立の日から議員任期による。

（決算報告）

第9条 会長は、決算について、監事の監査を経た上、会員に対して書面により報告しなければならない。ただし、会長の命により監事の監査を経て、中間決算報告をすることができる。

附 則

この規約は、平成18年9月26日から施行する。

盛岡市議会スポーツ振興議員連盟

【会員名簿】

高橋廣行	菊田隆	伊勢志穂
佐々木強一	中野忠正	千葉長進
兼平孝信	伊達康子	竹田浩久
千葉貞栄	伊五澤吉衛	竹田捷夫
山本武司	金沢陽介	中村一治
遠藤政幸	藤川智美	庄子春正
鳴海義則	天沼久純	大畑正祐
嶋貫尚	米田二郎	竹田芳三
山本清正	高橋重幸	村田久孝
伊藤俊光	林邦定	吉田徹也
浦川陽子	工藤孝人	豊村光生
藤村秀利	吉田孝子	荒屋健一
嗟峨忠雄	佐藤妙子	千葉信一
工藤由春	小枝指博	浅沼正志
高橋和夫	鈴木礼子	大佐々木弥正
佐藤栄一	守谷祐正	本山正志
熊谷喜美男	佐々木正徳	
刈屋秀俊	本宮秀孝	